

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	八尾市 国民健康保険(資格管理・保険料賦課)に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、国民健康保険(資格管理・保険料賦課)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和3年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格管理・保険料賦課)に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険は、相扶共済の精神に則り、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものであって、その目的とするところは、社会保障及び国民保健の向上に寄与することである。八尾市は上記目的に照らし、国民健康保険法等に基づき、被保険者資格の取得・喪失・変更、保険料の賦課決定・通知等の国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る資格の取得及び喪失に関すること。 (2) 国民健康保険料の賦課に関すること。 (3)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務
③システムの名称	国民健康保険システム・番号連携サーバー・共通基盤システム・中間サーバー・市町村事務処理標準システム・国保情報集約システム・国保総合システム・医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者等台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号・番号法別表第二の42、43、44、45項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、46、58、62、80、87、93項 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」である項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」である項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-9861(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八尾市健康福祉部健康保険課国民健康保険係 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-3865(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康保険課	健康まちづくり部 健康保険課	事後	
平成31年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	辻内 直樹	課長	事後	
平成31年3月25日	8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	八尾市健康福祉部健康保険課国民健康保険係	八尾市健康まちづくり部健康保険課国民健康保険係	事後	
平成31年3月25日	Ⅱ いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年2月4日	事後	
平成31年3月25日	Ⅳ リスク対策	－	新規記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ いつ時点の計数か	平成31年2月4日	令和2年2月4日	事前	システム更新にかかる再評価
令和2年7月31日	②事務の概要	・国民健康保険は、相扶共済の精神に則り、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものであって、その目的とするところは、社会保障及び国民保健の向上に寄与することである。八尾市は上記目的に照らし、国民健康保険法等に基づき、被保険者資格の取得・喪失・変更、保険料の賦課決定・通知等の国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る資格の取得及び喪失に関すること。 (2) 国民健康保険料の賦課に関すること。	・国民健康保険は、相扶共済の精神に則り、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものであって、その目的とするところは、社会保障及び国民保健の向上に寄与することである。八尾市は上記目的に照らし、国民健康保険法等に基づき、被保険者資格の取得・喪失・変更、保険料の賦課決定・通知等の国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る資格の取得及び喪失に関すること。 (2) 国民健康保険料の賦課に関すること。 (3)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事前	
令和2年7月31日	③システムの名称	国民健康保険システム・番号連携サーバー・共通基盤システム・中間サーバー	国民健康保険システム・番号連携サーバー・共通基盤システム・中間サーバー・市町村事務処理標準システム・国保情報集約システム・国保総合システム・医療保険者等向け中間サーバー等		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	法令上の根拠	番号法別表第一の30項	番号法別表第一の30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年7月31日	②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第7号・番号法別表第二の42、43、44、45項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、46、58、62、80、87、93項 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」である項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」である項	【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第7号・番号法別表第二の42、43、44、45項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、46、58、62、80、87、93項 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」である項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」である項 ★<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年7月31日	Ⅱ いつ時点の計数か	令和2年2月4日	令和2年6月2日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康まちづくり部 健康保険課	健康福祉部 健康保険課	事後	
令和3年7月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和3年7月29日	8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	八尾市健康まちづくり部健康保険課国民健康保険係	八尾市健康福祉部健康保険課国民健康保険係	事後	
令和3年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第7号・番号法別表第二の42、43、44、45項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、46、58、62、80、87、93項 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」である項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」である項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号・番号法別表第二の42、43、44、45項 ※第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、46、58、62、80、87、93項 ※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」である項 ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」である項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	